

(1) 概要

平成 27 年 4 月から本格施行される子ども・子育て支援新制度では、以下の 4 つの事業が、市の認可事業として児童福祉法に位置付けられます。

- ①家庭的保育事業 (定員 1～5 人)
- ②小規模保育事業 (定員 A・B 型：6～19 人 C 型：6～10 人)
- ③居宅訪問型保育事業 (定員 1 人)
- ④事業所内保育事業

これらの事業の人員配置や設備、運営に関する基準を、国が定める基準を踏まえて各市町村が地域の実情に応じて、条例で定めることとされております。

(2) 本市の独自基準案

家庭的保育者について

家庭的保育事業、小規模保育事業 C 型及び居宅訪問型保育事業における「家庭的保育者」について、保育の質を確保するため、「保育士資格を有する」ことを資格要件とします。

保育従事者のうち保育士の割合について

小規模保育事業 B 型及び事業所内保育事業 (定員 19 人以下) における「保育士の割合」について、保育の質を確保するため、「3 分の 2 以上」とします。

職員数について

家庭的保育事業における「職員数」について、緊急時に備え、「常時 2 人以上配置する」とします。

設備について

家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業の設備基準について、国基準に加え、「医務室」及び「沐浴設備」を追加します。

乳児室の面積について

事業所内保育事業 (定員 20 人以上) の乳児室の面積について、「1 人 3.3 m<sup>2</sup>以上」とします。

保育時間について

施設又は事業者が、保育時間を定める際には、「市長との協議」を必要とすることとします。

経過措置について

食育の推進やアレルギー等へ適切に配慮するため「食事の提供の経過措置」を設けないこととします。現在本市には、小規模保育事業 C 型に相当する事業を実施する事業者がいないため、「小規模保育事業 C 型の定員の経過措置」を設けないこととします。

連携施設の特例措置について

市内に離島、へき地がないため、「連携施設の確保を必要としない特例措置」を設けないこととします。

○ 総則・共通部分

網掛け欄は「従うべき基準」

項目	国の基準	本市の基準案
最適基準	<p><b>基準の目的</b></p> <p>○ 市町村が条例で定める基準は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p>	国の基準 どおり
	<p><b>基準の向上</b></p> <p>○ 市町村長は、児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>○ 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p>	
	<p><b>基準と事業者</b></p> <p>○ 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>○ 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p>	
保育所等との連携	<p>○ 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、確保が著しく困難であると市町村が認める場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団保育を体験させるための機会の設定</li> <li>・ 保育の適切な提供に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援</li> <li>・ 代替保育の提供(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合)</li> <li>・ 保育の提供の終了に際して、受入先の確保</li> </ul>	本市には離島・へき地が存在しないため、ただし書を削除する
職員の要件	<p>○ 保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>○ 職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>○ 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	国の基準 どおり
食事	<p><b>食事の提供</b></p> <p>○ 利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。</p> <p>○ 献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。</p> <p>○ 食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>○ あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p> <p>○ 健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p>	本市には離島・へき地が存在しないため、学校・共同調理場(給食センター)は搬入施設から除く
	<p><b>外部搬入の特例</b></p> <p>○ 次の要件を満たす家庭的保育事業者等は、搬入施設において調理し搬入する方法により行うことができる。当該方法によることともしなご家庭の家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</li> <li>・ 栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導などが受けられること。</li> <li>・ 受託者が給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有すること。</li> <li>・ 発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等に適切に応じることができること。</li> <li>・ 食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</li> </ul> <p>○ 搬入施設は、次のいずれかの施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携施設</li> <li>・ 家庭的保育事業者等同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</li> <li>・ 学校給食法に規定する義務教育諸学校又は共同調理場(離島その他の地域であって、上記2つの搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものに限る。)</li> </ul>	
健康診断	<p>○ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならない。</p> <p>○ 職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p>	国の基準 どおり
保育時間	<p>○ 保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者等が定めるものとする。</p>	保育時間を設定する際は「市長との協議」を必要とする

○ 家庭的保育事業【定員：5人以下】

網掛け欄は「従うべき基準」

項目	国の基準		本市の基準案
	家庭的保育事業		
設備	保育室等	乳幼児の保育を行う専用の部屋 9.9㎡以上 ※3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3㎡を追加	
	屋外遊戯場	幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近の代替地の利用可) 【満2歳以上児】3.3㎡以上/人	
	その他	○調理設備      ○便所      ○火災報知器及び消火器	
職員	配置する職員	家庭的保育者(+家庭的保育補助者)、嘱託医、調理員 ※ 家庭的保育者は市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者 ※ 家庭的保育補助者は市町村長が行う研修を修了した者 ※ 調理業務を全部委任する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる	
	職員数	3:1(家庭的保育補助者を置く場合は5:2)	
			国の基準に加え、「医務室」及び「沐浴設備」を加える 保育の質を確保するため、家庭的保育者は市長が行う研修を修了した保育士に限定する 緊急時における安全管理として、職員は常に2人以上置くこととする

○ 小規模保育事業(A型・B型)【定員：6～19人】

網掛け欄は「従うべき基準」

項目	国の基準		本市の基準案
	A型(分園型)	B型(中間型)	
設備	保育室等	【満2歳未満児】 乳児室又はほふく室 3.3㎡以上/人 【満2歳以上児】 保育室又は遊戯室 1.98㎡以上/人	
	屋外遊戯場	屋外遊戯場(付近の代替地の利用可) 【満2歳以上児】 3.3㎡以上/人	
	耐火基準	保育所に準じた耐火設備	
その他	○調理設備      ○便所		国の基準に加え、「医務室」及び「沐浴設備」を加える
職員	配置する職員	保育士、嘱託医、調理員 ※ 調理業務を全部委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる	保育士、保育従事者、嘱託医、調理員 ※ 保育従事者は市町村長が行う研修を修了した者 ※ 調理業務を全部委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる
	職員数	【乳児】3:1 【1・2歳児】6:1 【3歳児】20:1 【4歳以上児】30:1 +1名 ※ 当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り保育士とみなすことができる	※ 配置する保育従事者のうち、半数以上は保育士とする ※ 当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り保育士とみなすことができる
			国の基準どおり 保育の質を確保するため、B型の保育士の割合は2/3以上とする

○ 小規模保育事業(C型)【定員:6~10人】

網掛け欄は「従うべき基準」

項目	国の基準		本市の 基準案
	C型(グループ型)		
設備	保育室等	【満2歳未満児】 乳児室又はほふく室 3.3㎡以上/人 【満2歳以上児】 保育室又は遊戯室 1.98㎡以上/人	
	屋外遊戯場	屋外遊戯場(付近の代替地の利用可) 【満2歳以上児】 3.3㎡以上/人	
	耐火基準	保育所に準じた耐火設備	
	その他	○調理設備      ○便所	国の基準に加え、「医務室」及び「沐浴設備」を加える
職員	配置する職員	家庭的保育者(+家庭的保育補助者)、嘱託医、調理員  ※ 家庭的保育者は市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者 ※ 家庭的保育補助者は市町村長が行う研修を修了した者 ※ 調理業務を全部委任する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる	保育の質を確保するため、家庭的保育者は市長が行う研修を修了した保育士に限定する
	職員数	3:1(家庭的保育補助者を置く場合は5:2)	国の基準どおり

○ 居宅訪問型保育事業

網掛け欄は「従うべき基準」

項目	国の基準		本市の 基準案
	居宅訪問型事業		
保育の内容	障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 など		国の基準どおり
職員	配置する職員	家庭的保育者  ※ 家庭的保育者は市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者	保育の質を確保するため、家庭的保育者は市長が行う研修を修了した保育士に限定する
	職員数	1:1	国の基準どおり
連携施設	障害児入所施設等を適切に確保しなければならない		

○ 事業所内保育事業

網掛け欄は「従うべき基準」

項目	国の基準				本市の基準案
	定員20人以上(保育所型)		定員19人以下(小規模型)		
利用定員	事業所内保育事業を行う者は、次に掲げる利用定員の区分に応じ、市町村が定める乳幼児数以上の定員枠(地域枠)を設けなければならない。				
	利用定員数	地域枠の定員	利用定員数	地域枠の定員	国の基準 どおり
	1~5人	1人	26~30人	7人	
	6~7人	2人	31~40人	10人	
	8~10人	3人	41~50人	12人	
	11~15人	4人	51~60人	15人	
	16~20人	5人	61~70人	20人	
21~25人	6人	71人~	20人		
設備	保育室等	【満2歳未満児】 乳児室1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡以上/人 【満2歳以上児】 保育室又は遊戯室 1.98㎡以上/人	【満2歳未満児】 乳児室又はほふく室 3.3㎡以上/人 【満2歳以上児】 保育室又は遊戯室 1.98㎡以上/人	保育所型の場合においても、他事業と同様、乳児室又はほふく室を3.3㎡以上とする。	
	屋外遊戯場	屋外遊戯場(付近の代替地の利用可) 【満2歳以上児】 3.3㎡以上/人			国の基準 どおり
	耐火基準	保育所に準じた耐火設備			
	その他	○調理室 ○医務室 ○便所	○調理設備 ○便所	国の基準に加え、「医務室」及び「沐浴設備」を加える	
職員	配置する職員	保育士、嘱託医、調理員 ※ 調理業務を全部委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる	保育士、保育従事者、嘱託医、調理員 ※ 保育従事者は市町村長が行う研修を修了した者 ※ 調理業務を全部委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる	国の基準 どおり	
	職員数	【乳児】 3:1 【1・2歳児】 6:1 【3歳児】 20:1 【4歳児以上】 30:1 ※ 保育士の数は、1つの保育事業所につき、2人を下回ることができない。 ※ 当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り保育士とみなすことができる	【乳児】 3:1 【1・2歳児】 6:1 【3歳児】 20:1 【4歳児以上】 30:1 +1人 ※ 配置する保育従事者のうち、半数以上は保育士とする ※ 当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り保育士とみなすことができる	保育の質を確保するため、小規模型の保育士の割合は2/3以上とする	

○ 附則

網掛け欄は「従うべき基準」

項目	国の基準	本市の基準案
<p><b>食事提供の経過措置</b></p>	<p>この省令の施行の日の前日において事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、食事の提供、調理設備の設置及び調理員の配置は求めないことができる。</p>	<p>食事提供に関する経過措置を設けない</p>
<p><b>連携施設の経過措置</b></p>	<p>家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>国の基準どおり</p>
<p><b>利用定員の経過措置</b></p>	<p>小規模保育事業C型にあつては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。</p>	<p>利用定員に関する経過措置を設けない</p>